

## 林 議員

### 商 工 労 働 観 光 部

(商工労働観光部長 内線：4810)

(雇用政策監 内線：4850)

(産業立地課長 内線：4861)

(労働・雇用政策課長 内線：5080)

### (質問要旨)

#### 1 ICTを活用したふるさとテレワークの推進について

ICT環境の充実による多様な働き方の推進により、移住・定住人口の増加と都市部への人口流出の抑制、新たな仕事と雇用創出、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域活性化が期待されるが、ICTを活用したふるさとテレワークの推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(商工労働観光部長)

- (1) 地域創生の観点から、ICTの利活用によるふるさとテレワークの意義についてどのように認識しているのか。また、本府におけるふるさとテレワーク推進に向けた取組状況と見えてきた課題、今後果たすべき役割とそれに基づく取組方策についてはどうか。
- (2) 企業・自治体・NPO等によるサテライトオフィスやテレワークセンターの開設・運営への支援、進出企業の誘致や地域・地場産業とのマッチング、補助や税額控除による財政支援などを通じて、本府がふるさとテレワークをより積極的に推進していくべきと考えるがどうか。

(答弁)

ICTを活用したふるさとテレワークの推進についてありますが、「ふるさとテレワーク」は、週に何日かの在宅勤務に代表される従来のテレワークとは異なり、ふるさとに住み、自宅やサテライトオフィスなどで、都市部で行っていた仕事を行おうとするもので、都市から地方への流れを創り出す、まさに地域創生につながる重要な取組であります。

このため、「京都府地域創生戦略」におきましても、「自分の働き方をデザインできる柔軟な社会」の実現に向けて、「会社のオフィス以外で働くなど柔軟な就労環境を実現するリモートワークを推進するための環境整備」を進めることとしているところでございます。

光ファイバー網が既に全国に張り巡らされ、クラウドコンピューティングなどICTが急速に進展するなど、ハード面の環境整備が進展する中、IT関連企業等を中心にテレワークを導入する例は出てきつつある一方、テレワーク業務を切り出すのに手間がかかることや孤独感を感じさせないバーチャルオフィスなどの環境整備が必要なことなどから、多くの企業側の意識はまだ「ふるさとテレワーク」の実施にまで到っていないのが実情であります。

このため、これまでから総務省が中心となって関係省庁が連携してテレワークセミナーの開催やモデル事例の紹介、学研都市のNICT、国立研究開発法人情報通信

研究機構でございますが、によるサテライトオフィス環境の研究開発等が行われておりますが、引き続き企業側の意識を変えていくことや、ふるさとに戻りたい人を実際の移住に結びつける住まいづくりなど環境整備が必要であります。

こうした中、総務省が昨年公募した「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」に府内では京丹後市が選定され、アミティ丹後内に開所したふるさとテレワークセンターに、都市部のICT企業4社がオフィスを開設するとともに、11名が都市部から移住をしてテレワークを実施する取組が進められているところであります。

京都府としまして、こうした市町の取組とも連携し、北部地域で北京都ジョブパークが中心となって、関係機関、市町村などとともに、仮称ではございますが、「ふるさとテレワーク京都北部推進会議」を設置するなどしまして、地方拠点強化税制を活用した大手企業等のサテライトオフィスの誘致、都市部からの受注、クラウドソーシングを想定した地方での創業の支援、「きょう住（ずまい）促進事業費」による移住の促進などの取組を進めることによって、課題を一つひとつ解決しながら、ふるさとテレワークを推進してまいりたいと考えているところでございます。

【終了後校正】

28.2.24

一般1日目

林議員

知事直轄組織(職員長)

(職員長内線:4019)

(人事課長:5625)

政策企画部

(政策企画部長内線:4330)

(情報政策統括監内線:5953)

(企画総務課長内線:4374)

(行政経営改革課長内線:5741)

(情報政策課長内線:5960)

(質問要旨)

2 府庁におけるテレワークの推進について

テレワークの導入には、業務の効率化、介護・育児等に伴う職員の雇用継続、非常時のBCP、ワークスタイルの変革、ペーパーレス等によるコスト削減など様々なメリットがあり、積極的な取組を望むが、府庁におけるテレワークの推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。(政策企画部長)

- (1) 府庁におけるテレワーク導入に向けての意志や、ワークスタイル変革への対応、マネジメント確立の方向性についてどのように考えているのか。
- (2) テレワークの推進にあたり、在宅勤務の実施、サテライトオフィスの設置、モバイルワークの実施について、具体的な導入年月とその数値目標はどうか。

(答弁骨子)

府庁におけるテレワークの推進についてであります  
が、府民満足最大化・京都力結集プランにおきまして、  
府庁の仕事をより生産的なものにしていくために、モバ  
イル端末などICTを積極的に活用し、ワークスタイル  
の変革を進めることが、極めて重要な課題と位置付けを  
しております。

その際、一つには、府民へのクイックレスポンスによ  
ります府民満足の向上、二つには、執務環境の整備によ  
る業務の効率化、三つには、職員のワークライフ balan  
スの改善、こういう3つの視点が重要であると考えてお  
ります。

こうした観点に立ちまして、すでに様々な取組を進め  
ておりまして、すでに基盤となりますデジタル基盤につ  
きましては整備を完了しておりますし、モバイルにつ  
きましては、25年度に豪雨災害を受けた福知山市にお  
きまして、全国で初めてモバイル端末を活用した被害調  
査を行いまして、迅速な罹災証明発行につなげたところ  
でございます。

今年度、職員用に約360台のモバイル端末を配備す  
ることとしておりまして、今後も有効活用が可能な職場  
で必要な数を充足できるようにしてまいりたいと考  
えております。

また、執務環境の整備につきましては、今年度、本庁

の中にサテライトオフィスを設置いたしまして、出張した広域振興局等の職員が予算の検討作業等で大いに活用いたしましたし、またさらに、政策企画部におきまして、業務に応じて席を移動するフリーアドレス制を一部導入いたしまして、情報共有や共同作業といった点で効果を発揮いたしましたので、来年度複数の部局に導入してまいりたいと考えております。

なお、在宅勤務の実施につきましては、人事管理のあり方、職員間のコミュニケーションの確保、あるいは効果的な事務作業の支援方法など、さらに検討を要する点がございますことから、現在、専門家の意見をお伺いしております。それらを踏まえまして、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

(林議員)

京都府庁におけるテレワークの推進については、モバイルワークとサテライトオフィスについては、一定進めていきたいという答弁があった。

昨日、知事は介護離職の問題について、在宅勤務等の柔軟な働き方を提案していくと答弁されました。京都府庁でも在宅勤務に対する取組については、しっかりと取り組んでいただきたい。

国においてテレワーク普及の旗振り役である総務省は、昨年6月にテレワーク推進計画を策定し、15年度から幹部職員は年2回以上テレワークを利用、未就学児や介護が必要な家族がいる職員は月1回以上、毎年7月には1週間の集中利用期間を設定するなどとし、昨年の7月までに事務次官を含む幹部職員も154人利用しており、テレワークを利用しやすい環境が利用者増につながったといわれている。

2012年わずか22人であった利用者が、13年には64人、14年には348人、15年4月から12月までの利用者は、1270人が在宅勤務を利用したとされている。

社会のニーズと技術の進歩がいま重なって、テレワークが大きな可能性を秘めているということが明らかになっているところ。その意味からも京都府においても在宅勤務の取組も含めて、セキュリティとマネジメントの問題はあるが、その点はしっかり解消していきながら、取り組んでいっていただきたい。

スマート情報化プランでも、災害発生時、非常時の業務の継続計画においてもこれは必要だとされているが、平時に機能しないものは、災害時にも機能しないと思う

ので、災害対応に当たる部署については、テレワークの取組をしっかりとリンクさせながら進めていただきたい。



## 林 議員

### 健 康 福 祉 部

(健康福祉部長 内線：4540)

(障害者支援課長 内線：4595)

#### (質問要旨)

#### 3 ヘルプマークの導入・推進について

現在、本府においては、ヘルプマークの導入を進めていると聞くが、まずは、ヘルプマークを必要とする方々に対し、制度導入を周知し、現物を届けることが重要と考える。また、府民に対する制度広報の取組や、ヘルプマークが効力を発揮する公共交通機関や公共施設の管理者などとの連携が重要となるが、ヘルプマークに関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 利用対象者がヘルプマークを入手する方法、広報周知の取組、市町村や公共交通機関、商業施設などとの連携状況も合わせ、制度の概要と取組の方向性はどうか。
- (2) 公共交通機関に関しては、鉄道を中心に、滋賀、奈良、大阪、兵庫など関西の各府県とつながっていることから、本府独自での取組ではその効果は限定的にならざるを得ないと考える。ヘルプマークが関西全域で導入されるよう関西広域連合の場などにおいて、本府として求めていくべきと考えるがどうか。

(答弁骨子)

【基本認識】

林議員のご質問にお答えします。ヘルプマークについてであります。難病をはじめ、外見からは分かりにくい障害をお持ちの方は、なかなか外出時におきましても周囲の手助けを得にくいために、例えば、電車やバスでの優先席での譲り合いなど配慮が必要な人に対し、鞆等に付けられるヘルプマークのタグを交付することとして、4月からの導入に向け、現在、準備を続けております。

このマークは、東京都では行われているが、西日本では京都が初めての導入となりますので、何よりも、マークを必要とされている方にしっかりと届けるとともに、マークの趣旨等を府民の皆様に十分に理解いただくことが重要になってまいります。

(資料1)

【制度の概要と取組の方向性】

具体的にまずマークの配布でありますけれども

- ① マークの配付窓口は、府庁・振興局・家庭支援総合センター・精神保健福祉総合センター・ジョブパーク等といたしまして、配布希望の方にマークの主旨等を丁寧に御説明し、御理解いただいた上で、お渡したいと考えております。さらに、府の配布開始に合わせまして、府内の全市町村においても配布できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

す。

- ② また、マークの周知・広報につきましては、ホームページや府民だより、テレビ等の広報媒体を活用していきまるとともに、府内市町村や御協力をいただける公共交通機関等とも連携をいたしまして、市町村広報誌への掲載、駅や電車・バス車内等におけるポスター掲示など、一人でも多くの府民の皆様にはマークを知っていただけるよう、様々な手段で周知・広報を行っていきたいと思います。

更に、今後、金融機関や商業施設など、多くの方が来店される事業者に対しましても、マークの周知・広報への協力を積極的に働き掛けてまいりたいと考えております。

#### 【関西広域連合への働き掛け】

また、ヘルプマークの実効性や認知度を高めるためには、京都府だけではなく、より広域的な取組ということが望ましいというふうに考えておりますので、関西で、マークの認知が定着できるように、関西広域連合の場でもこれから積極的に呼びかけていきたいと考えております。

# 林 議員

警 察 本 部  
( 刑 事 部 )

## ( 質 問 要 旨 )

### 4 大麻供給源の摘発強化について

現在、青少年を取り巻く薬物乱用の環境は憂慮すべき状況であり、徹底した対策が急務となっている。府警本部においては、薬物乱用教室を拡充するなど、青少年への教育や啓発に取り組んでいるが、大麻の供給源を遮断するには、不正な営利目的の栽培・譲渡・輸入の摘発・撲滅に向け、総力を挙げた取組が求められるが、大麻供給源の摘発強化に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(警察本部長)

- (1) 府警本部における大麻事犯に係る検挙件数・人員や青少年の占める割合、押収量の推移はどうか。
- (2) 大麻所持者からの「突き上げ捜査」、インターネット売買を逆手に取る「買い受け捜査」など、あらゆる捜査手法を駆使し、特別チームの編成による大麻の営利目的栽培・譲渡・輸入の徹底的な摘発や、府内における大麻供給の困難性を内外に知らしめる集中的な取組を行うべきと考えるがどうか。

(答弁)

林議員の御質問にお答えします。

京都府下における大麻事犯の検挙状況についてであります  
が、平成21年の127件・72人をピークに近年は減少傾向にあり  
ましたが、昨年（平成27年）は、76件・47人と前年に比べて  
17件・11人の増と、件数・人員ともに増加しております。

そのうち、未成年の検挙人員も平成21年の9人をピークに、  
減少傾向にありましたが、昨年は、11人で前年と比べて9人  
の増と大幅に増加しました。

また、大麻の押収量につきましては、過去10年で見ますと、  
乾燥大麻では、平成24年の約3.9キログラムが最多でしたが、  
昨年は、それに次ぐ約1.6キログラムを押収しております。

当府警におきましては、昨年中、

- 大阪税関との合同捜査による郵便局員らによる  
大麻樹脂の密輸入事件のほか
- 大麻の営利目的所持事件や
- 大麻草の栽培事件を合計6事件検挙

するなど、供給源の遮断に全力で取り組んでいるところで  
あります。

今後とも、組織犯罪対策部門を中心に少年部門や地域部門  
が連携し、末端乱用者の検挙と上部被疑者の突き上げ捜査を  
徹底して参りますとともに、他の都道府県警察はもとより、  
近畿厚生局麻薬取締部や大阪税関等とも情報を共有して、効  
果的な合（共）同捜査を積極的に行うほか、あらゆる捜査手  
法を駆使して、規制薬物の密輸・密売組織の実態解明と摘発  
を強化し、大麻をはじめとする規制薬物の京都への流入阻止  
を徹底して参る所存です。